



千葉県と県内全市町村では、 個人住民税の特別徴収を 徹底しています。

特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

平成28年度から特別徴収徹底の取組みを行っていますので、御協力をお願いします。

特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）が対象です。個人住民税の特別徴収は、法律により義務付けられています。

例外として普通徴収（従業員等が納付書で納める方法）が認められる場合

※該当する場合であっても、特別徴収を実施している市町村もあります。

- A 総従業員数2人以下の事業所
〈下記B～Fに該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数〉
- B 他の事業所で特別徴収されている者
- C 給与が少なく税額が引けない者（住民税非課税の場合など）
- D 給与が毎月支払われていない者
- E 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

A～Fに該当する場合、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を提出してください。また、「個人別明細書の摘要欄」に普通徴収切替理由書の該当する符合（普A～普F）を記載してください。

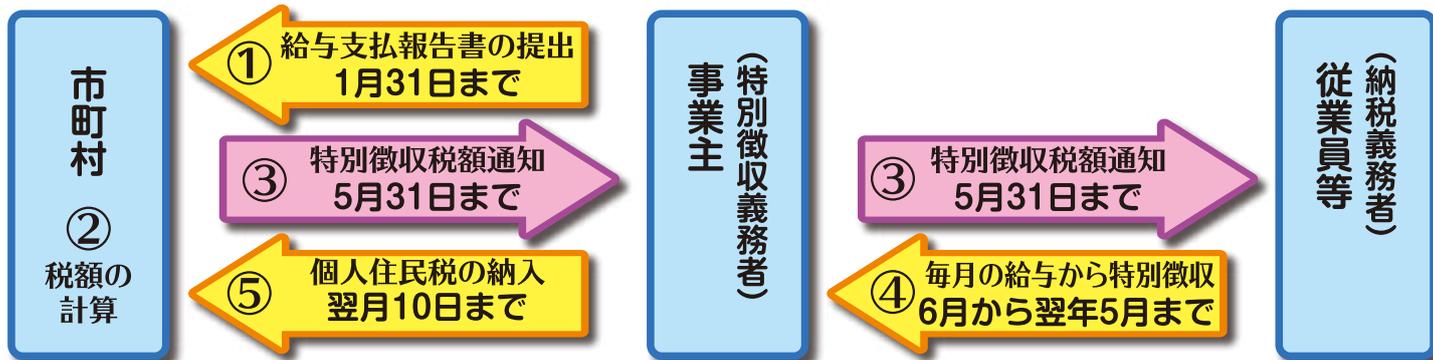
詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県 特別徴収

検索

個人住民税は、
給与からの天引きがルールです。

特別徴収制度のしくみ



※従業員が常時10人未満の場合は、市町村長の承認を受けることで、年12回の納期を12月と6月の2回とすることができます。(納期の特例)

特別徴収Q&A

Q1
経理担当者が少なく、
対応が難しい
のですが。

A 所得税のように、事業主の方が税額を計算する必要はありません。税額の計算は市町村が行い、従業員ごとに年税額と毎月特別徴収(給与天引き)していただく額をお知らせします。



Q2
特別徴収を行うと、
何かメリットが
あるのでしょうか？

A この制度は、納税義務者である従業員の方にとって、たいへん便利な制度です。
●従業員の方が、納税のために金融機関等に出向く必要がありません。
●毎月の給与から天引きされるため、個人住民税の納め忘れがありません。
●普通徴収の場合は、年税額を年4回に分けて納付していただきますが、特別徴収は年12回に分けて納付できるので、1回あたりの負担が少なくてすみます。

Q3
パートやアルバイトも
特別徴収の対象と
なりますか？

A 前年中に給与の支払いを受けており、当年度の4月1日において給与の支払いを受けている方は特別徴収の対象となります。従ってパート、アルバイトであってもこの要件に当てはまる場合は特別徴収の対象となります。

お問い合わせ先

特別徴収の手続きに関すること

あ 旭市 税務課 0479-62-5321	き 鋸南町 税務住民課 0470-55-2113	と 東金市 課税課 0475-50-1128
我孫子市 課税課 04-7185-1111	く 九十九里町 税務課 0475-70-3142	東庄町 町民課 0478-86-6073
い いすみ市 税務課 0470-62-1116	こ 神崎町 町民課 0478-72-2112	富里市 課税課 0476-93-0443
市川市 市民税課 047-334-1117	さ 栄町 税務課 0476-33-7703	な 長柄町 税務住民課 0475-35-2112
一宮町 税務住民課 0475-42-2114	佐倉市 市民税課 043-484-6115	流山市 市民税課 04-7150-6073
市原市 市民税課 0436-23-9811	山武市 課税課 0475-80-1281	習志野市 市民税課 047-451-1151(361)
印西市 市民税課 0476-42-5111	し 酒々井町 税務住民課 043-496-1171	成田市 市民税課 0476-20-1513
う 浦安市 市民税課 047-351-1111	芝山町 町民税務課 0479-77-3915	の 野田市 課税課 04-7125-1111(3235)
お 大網白里市 税務課 0475-70-0321	白子町 税務課 0475-33-2114	ふ 富津市 税務課 0439-80-1241
大多喜町 税務住民課 0470-82-2122	白井市 課税課 047-492-1111	船橋市 市民税課 047-436-2218
御宿町 税務住民課 0470-68-6692	そ 匝瑳市 税務課 0479-73-0087	ま 松戸市 市民税課 047-366-7322
か 柏市 市民税課 04-7167-1124	袖ヶ浦市 課税課 0438-62-2519	み 南房総市 税務課 0470-33-1023
勝浦市 税務課 0470-73-6623	た 多古町 税務課 0479-76-5402	む 睦沢町 税務住民課 0475-44-2502
香取市 税務課 0478-50-1242	館山市 税務課 0470-22-3262	も 茂原市 市民税課 0475-20-1577
鎌ヶ谷市 課税課 047-445-1141	ち 千葉市 西部市税事務所 043-270-3140	や 八街市 課税課 043-443-1116
鴨川市 税務課 04-7093-7832	銚子市 税務課 0479-24-8951	八千代市 市民税課 047-483-1151
き 木更津市 市民税課 0438-23-8571	長生村 税務課 0475-32-2113	よ 横芝光町 税務課 0479-84-1212
君津市 課税課 0439-56-1122	長南町 税務住民課 0475-46-2118	四街道市 課税課 043-421-6114

特別徴収の制度の概要に関すること

千葉県総務部税務課特別滞納処分室 TEL:043-223-3098
千葉県総務部市町村課税政班 TEL:043-223-2133

九都県市は、連携して特別徴収を推進します。

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市